



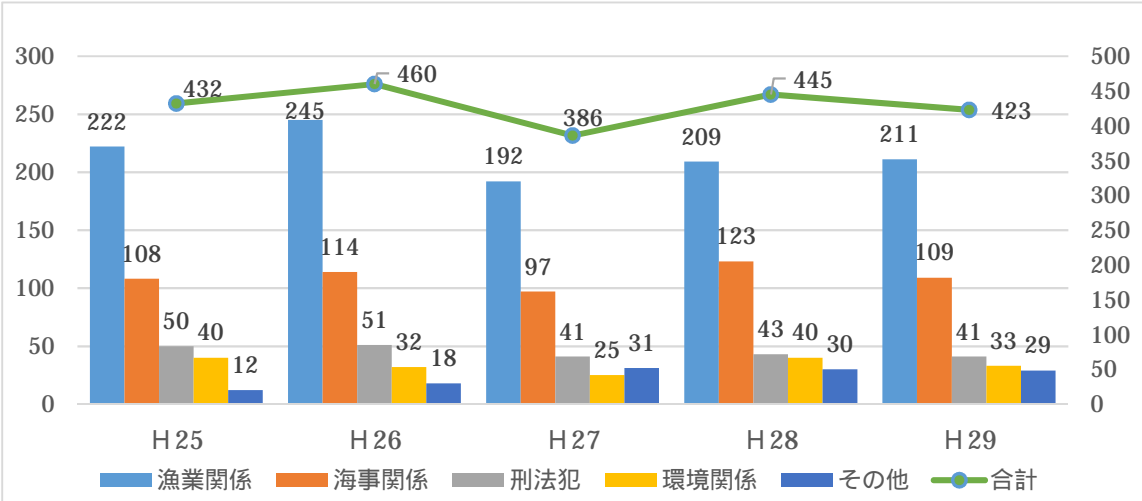
問い合わせ先
 第八管区海上保安本部
 広報・地域連携室
 奥野 哲也・今出 高廣
 TEL 0773-76-4100 (内線 2111・2117)

平成 30 年 1 月 25 日
 第八管区海上保安本部

平成 29 年における海上犯罪取締りの状況

平成 29 年の第八管区海上保安本部管内（福井県、京都府、兵庫県北部、鳥取県、島根県の各沿岸部）における海上犯罪の送致件数は 423 件（前年比 22 件減）
 密漁等の「漁業関係法令違反」及び船舶の無検査等の「海事関係法令違反」の合計が全体の 4 分の 3 を占める状況

1 送致状況（件数）



	漁業関係	海事関係	刑法犯	環境関係	その他	合計
H29	211 (50%)	109 (26%)	41 (9%)	33 (8%)	29 (7%)	423
H28	209 (47%)	123 (27%)	43 (10%)	40 (9%)	30 (7%)	445
H27	192 (50%)	97 (25%)	41 (11%)	25 (6%)	31 (8%)	386
H26	245 (53%)	114 (25%)	51 (11%)	32 (7%)	18 (4%)	460
H25	222 (51%)	108 (25%)	50 (11%)	40 (9%)	12 (3%)	432

その他法令：電波法、遊漁船業の適正化に関する法律等

2 法令別送致状況

(1) 漁業関係法令違反 211件(前年比2件増)

密漁事犯のうち、さざえ、あわび等の沿岸密漁事犯が206件を占める。
漁業者からの要請を受け、これらの取締りを実施しておりますが、各府県の沿岸漁業者が資金をかけて稚貝を放流、養殖し資源保護に努めている中、漁業者では無い一般の方がレジャー感覚で密漁をする事案が後を絶たない状況にあります。

(2) 海事関係法令違反 109件(前年比14件減)

海事関係法令違反のうち、

- ・ 船舶の検査を行っていない等の「船舶安全法違反」が33件
- ・ 無資格の者に船舶を運航させる等の「船舶職員及び小型船舶操縦者法違反」が22件
- ・ 船員の雇入れ成立の届出を行っていない等の「船員法違反」が14件を占める。

無検査、無免許の状態での船舶の運航を行った場合、救命設備の不備や操船者の能力不足等により、命の危険を伴う重大な事故を引き起こす危険性があります。

(3) 刑法犯 41件(前年比2件減)

刑法犯のうち、船舶同士の衝突等の「業務上過失往来危険」が35件を占める。

(4) 環境関係法令違反 33件(前年比7件減)

環境関係法令違反のうち、

- ・ 船舶からの油排出等の「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反」が19件
- ・ ゴミの不法投棄等の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反」が14件を占める。

(5) その他法令違反 29件(前年比1件減)

その他法令違反のうち、標識の不掲示等の「遊漁船業の適正化に関する法律違反」が13件を占める。

3 今後の取り組み

第八管区海上保安本部は、引き続き、関係機関と連携し指導・啓発に努めるとともに、航空機による広域監視や立入検査の徹底等、厳正な監視・取締りを実施して、地域の安全、安心に寄与することとします。

4 添付物

やめよう密漁！守ろう海のきまり！（敦賀海上保安部 HP） 1葉

漁業者以外の方がさざえ・あわび等を採捕すると...

いわゆる『密漁』と言われる行為に該当することとなり、法令により罰せられます。

漁業者以外の方(一般の方)がさざえ・あわび等を採捕すれば...

漁業法違反(漁業権の侵害)

漁業権又は漁業協同組合の組合員の漁業を営む権利を侵害した者は20万円以下の罰金に処する。(漁業法第143条第1項)



福井県内のほぼ全ての海域に漁業権が設定されているよ。

漁業者が大切に育成しているから採ったらダメだよ。

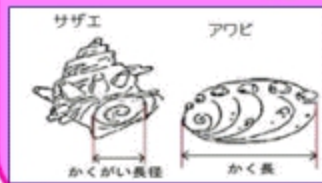


採捕物の大きさ、採捕時期、使用漁具によっては...

福井県漁業調整規則違反

体長等の制限(第37条)

さざえ
(かくがい(へた)の長径2.5cm
以下のもの)
あわび
(かく長(長径)10cm以下のもの)
など



禁止期間(第35条)

【禁止期間】
さざえ：4月1日～5月31日
あわび：9月15日～11月15日 など



漁業者もこの期間中は漁が出来ないんだよ。

漁具漁法の制限(第48条)



簡易潜水器

やす(発射装置付)

簡易潜水器などを使ってはダメだよ



詳しくは福井県農林水産部水産課ホームページで確認してください。

<http://info.pref.fukui.jp/suisan/r/mn/umi/rule/index.html>



【問い合わせ先】
 第八管区海上保安本部広報地域連携室
 奥野 哲也・今出 高廣
 電話 0773-76-4100 (内線 2111・2117)

平成30年1月25日
 第八管区海上保安本部

平成29年における海難発生状況（速報値）

～プレジャーボートの事故(85隻)、
 死者・行方不明者(95人)ともに前年から2割増～

1. 平成29年発生船舶事故〔第八管区海上保安本部管轄内〕

(1) 全体（資料：①、②）

- 船舶事故隻数は、前年125隻から81隻増の206隻（H24からH28までの5年間と比べ最大）
- ただし、自然災害（大雪69隻、台風9隻、突風2隻、豪雨1隻、計81隻）による係留中の船舶事故を除く隻数は、前年と同数の125隻
- 船舶事故に伴う死者・行方不明者は、前年10人から3人増の13人

(2) 船舶種類（資料：③、④、⑤）

- 船舶事故全体の9割以上（120隻[80隻]※¹）が、小型船舶※²によるもの
- プレジャーボートの事故隻数は、前年69隻から16隻増の85隻[38隻]
 （ミニボートの事故隻数は、前年8隻から3隻増の11隻）
- 漁船の事故隻数は、前年38隻から7隻減の31隻[41隻]

(3) 事故種類（資料：⑥）

- 船舶事故の種類では、衝突・乗揚（30隻[1隻]）、機関故障（27隻）、運航阻害※³（21隻[5隻]）、転覆（11隻[6隻]）、浸水（7隻[69隻]）の順で発生

(4) 発生地域等（資料：⑦、⑧、⑨）

- プレジャーボート事故の7割以上が若狭湾地域（福井県・京都府周辺海域）で発生し、同事故の操船者の5割以上が管外地域からの来訪者
- 漁船事故は、5割以上（17隻）が島根県周辺海域で発生

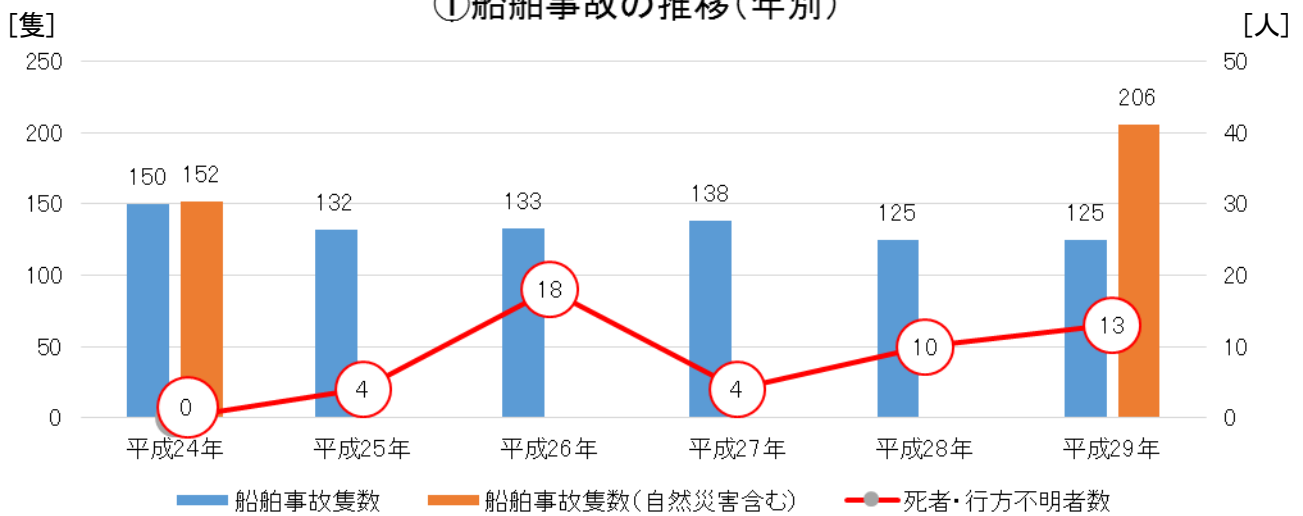
※1 [] 内は、自然災害による係留中の船舶事故隻数を示す。

※2 「小型船舶」とは、プレジャーボート、遊漁船及び漁船をいう。

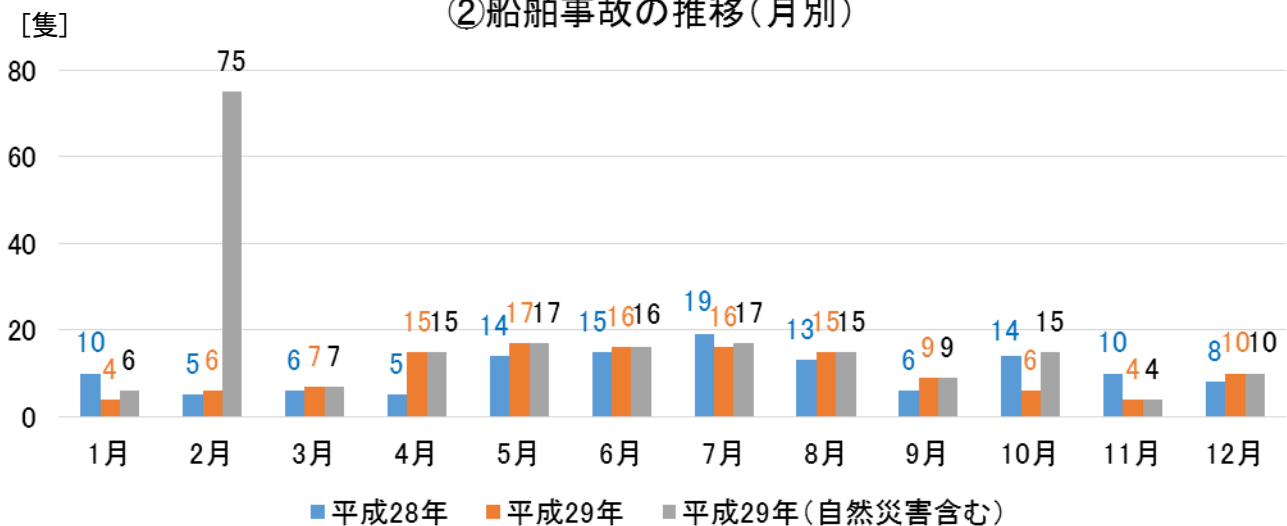
※3 「運航阻害」とは、バッテリー過放電、燃料欠乏、ろ・かい喪失及び無人漂流をいう。

船舶事故のデータ [第八管区海上保安本部管轄内]

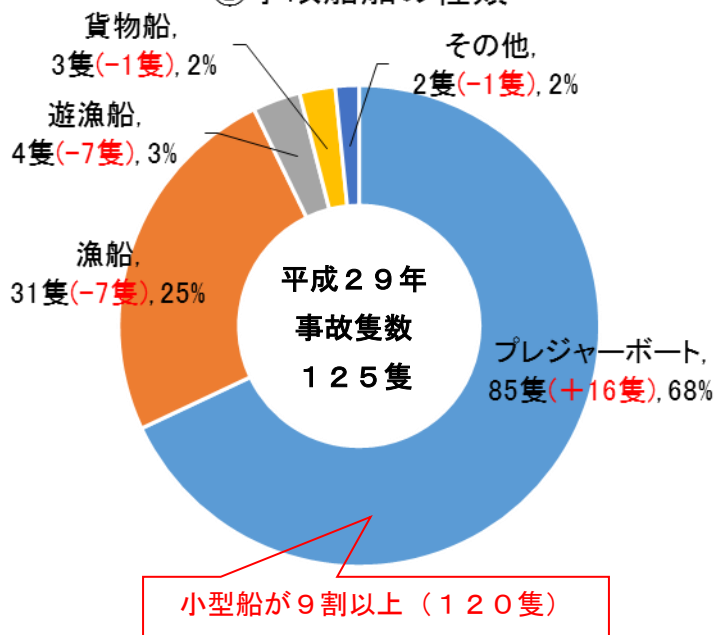
①船舶事故の推移(年別)



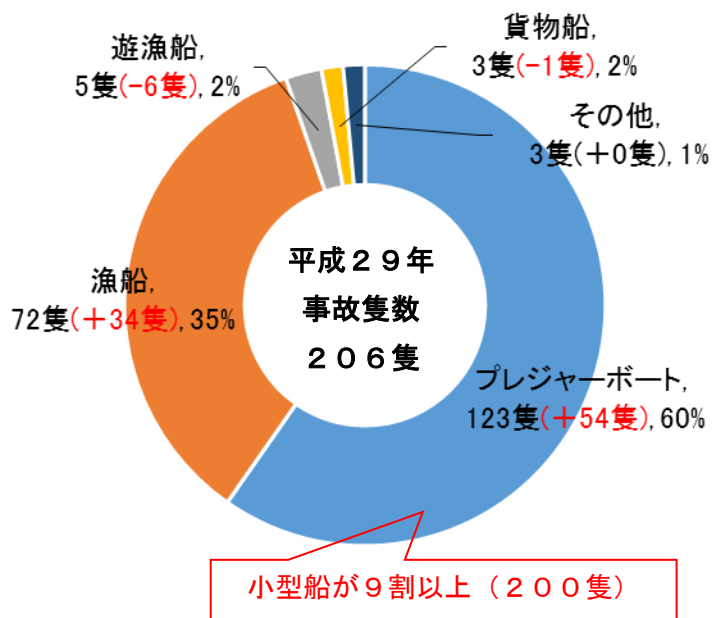
②船舶事故の推移(月別)



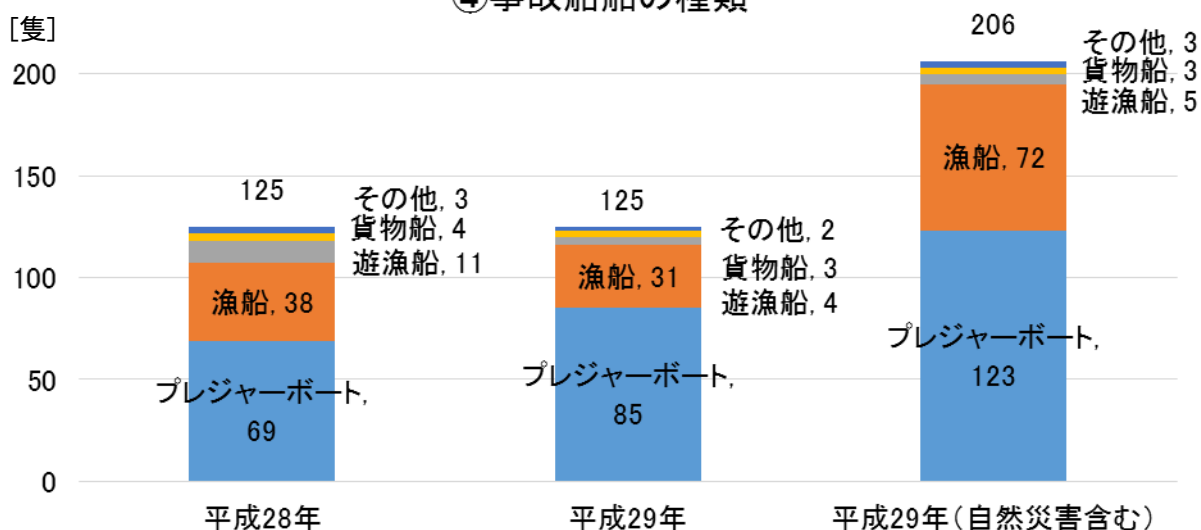
③事故船舶の種類



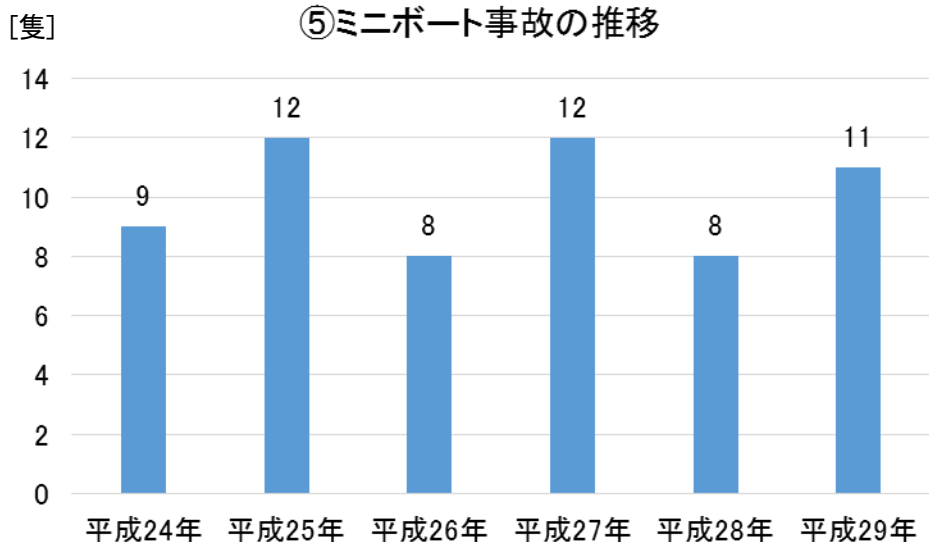
(自然災害を含む)



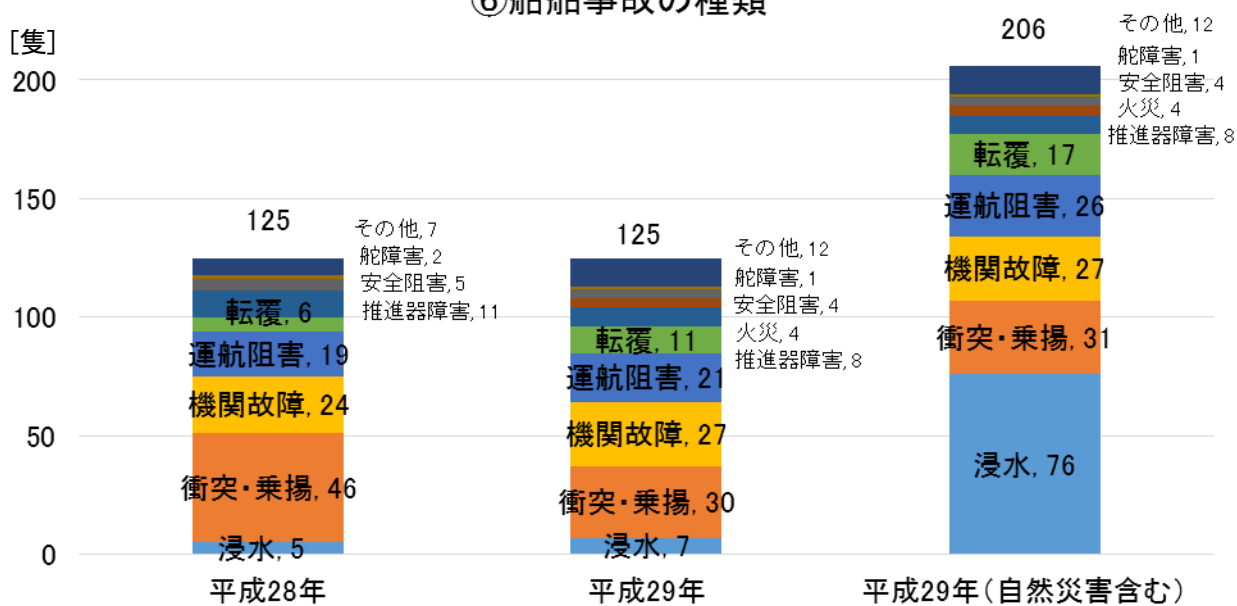
④事故船舶の種類



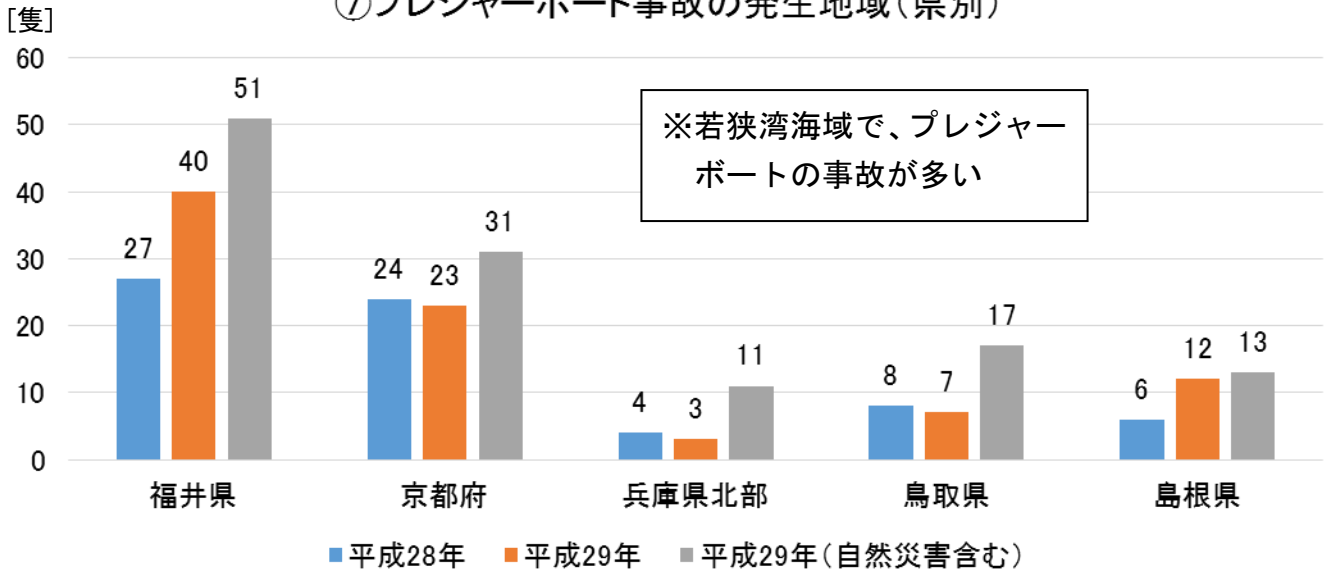
⑤ミニボート事故の推移



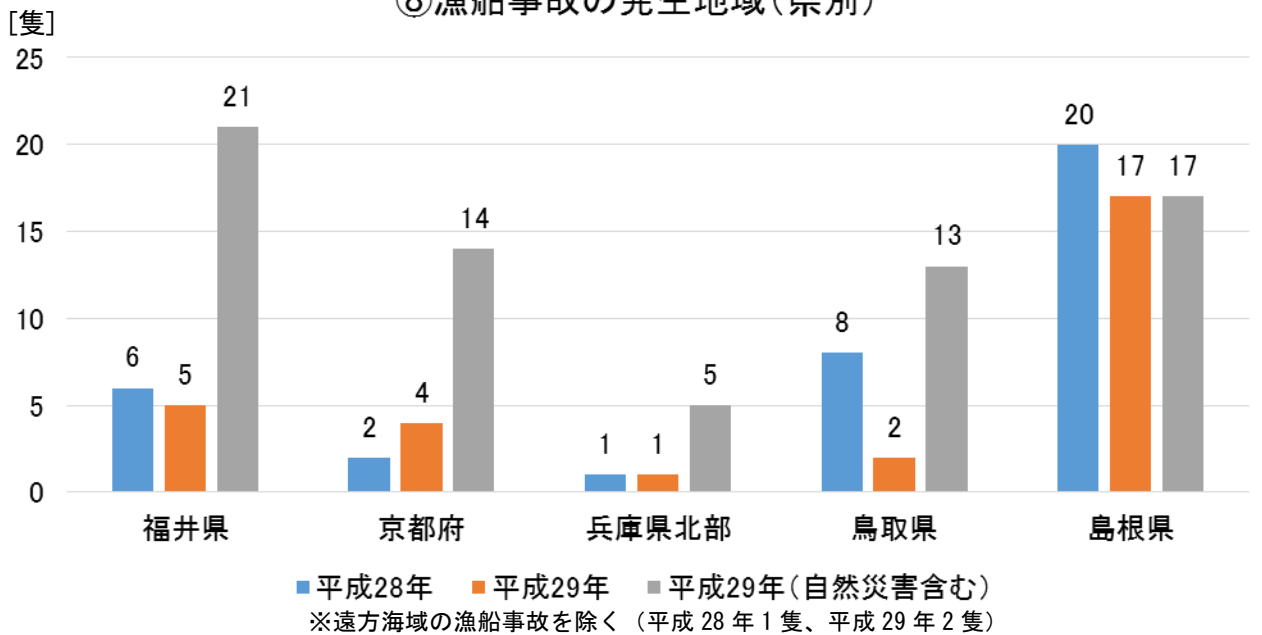
⑥船舶事故の種類



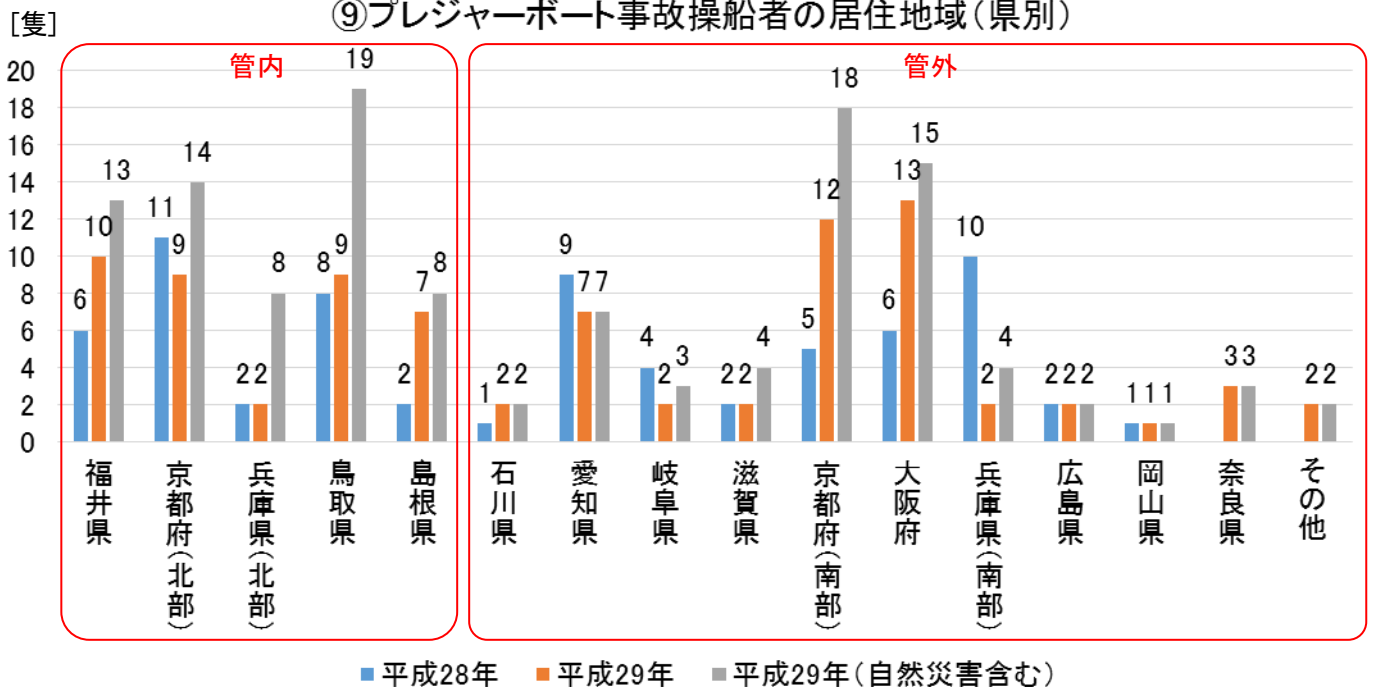
⑦ プレジャーボート事故の発生地域(県別)



⑧ 漁船事故の発生地域(県別)



⑨ プレジャーボート事故操船者の居住地(県別)



2. 平成29年発生的人身事故※ [第八管区海上保安本部管轄内]

(1) 全体 (資料 : ①、②)

- 人身事故者数は、前年192人から6人増の198人
- 人身事故に伴う死者・行方不明者は、前年70人から12人増の82人

(2) 事故種類 (資料 : ③)

- 人身事故全体の約5割がマリレジャーに伴う海浜事故で、マリレジャーに伴う海浜事故者数は前年106人から12人減の94人と約1割の減少

(3) マリレジャーに伴う海浜事故 (資料 : ④、⑤、⑥、⑦、⑧)

- マリレジャーに伴う海浜事故の約9割(83人)が遊泳中と釣り中の事故
- 遊泳中の事故者数は、前年51人から1人減の50人
- 釣り中の事故者数は、前年29人から4人増の33人

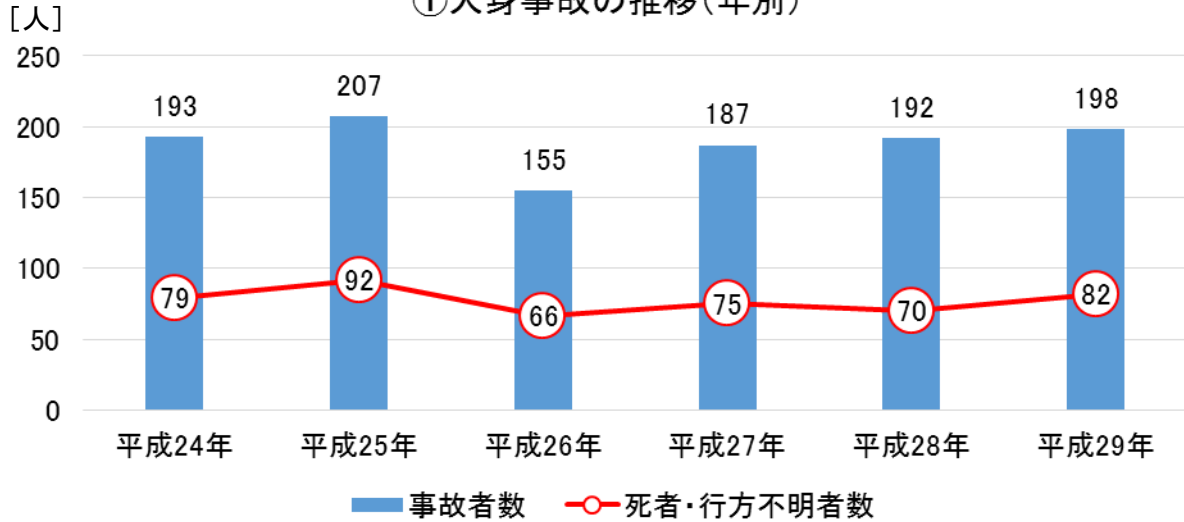
(4) マリレジャーに伴う海浜事故の発生地域等 (資料 : ⑨、⑩、⑪)

- マリレジャーに伴う海浜事故は、福井県(31人)や島根県(26人)の沿岸で多く発生
- マリレジャーに伴う海浜事故の事故者は、山陰・京阪神・瀬戸内海地域の居住者が多く、約7割が管外地域からの来訪者。また、年齢層では50歳以上(34人)の事故が多発

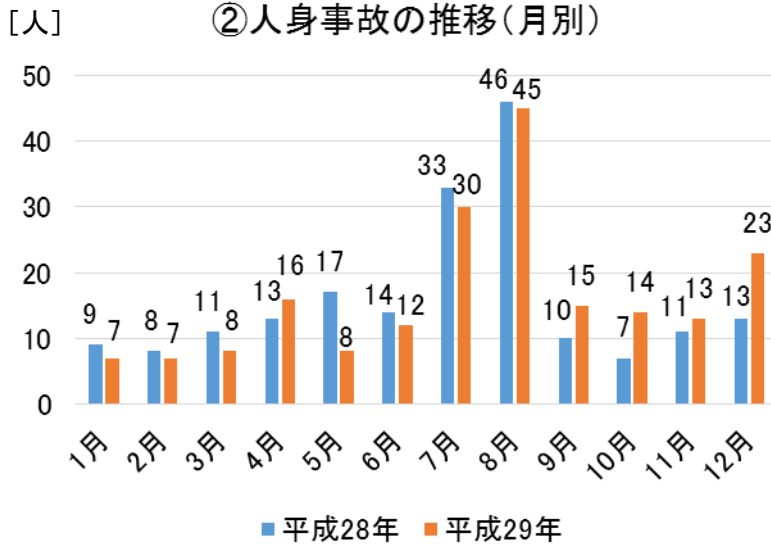
※「人身事故」とは、海浜事故及び船舶事故以外の乗船中の事故をいう。

人身事故のデータ [第八管区海上保安本部管轄内]

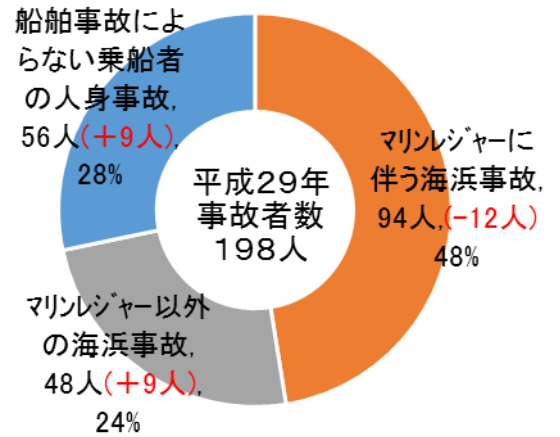
① 人身事故の推移 (年別)



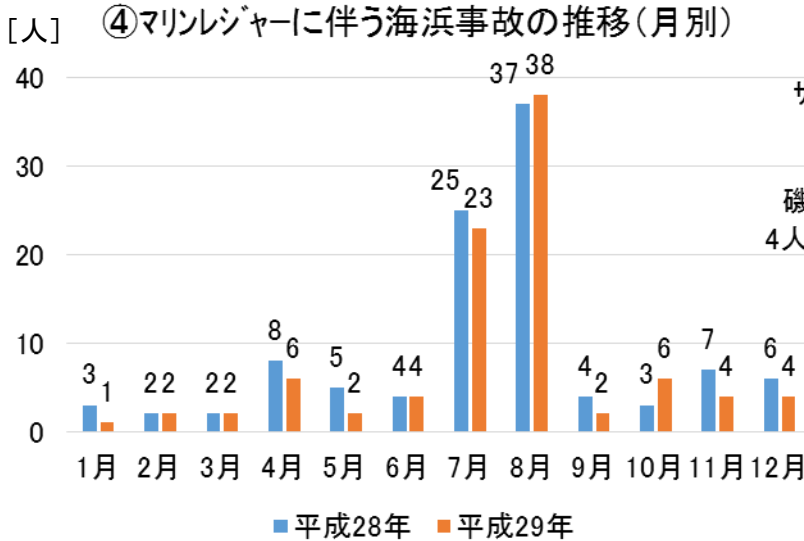
② 人身事故の推移 (月別)



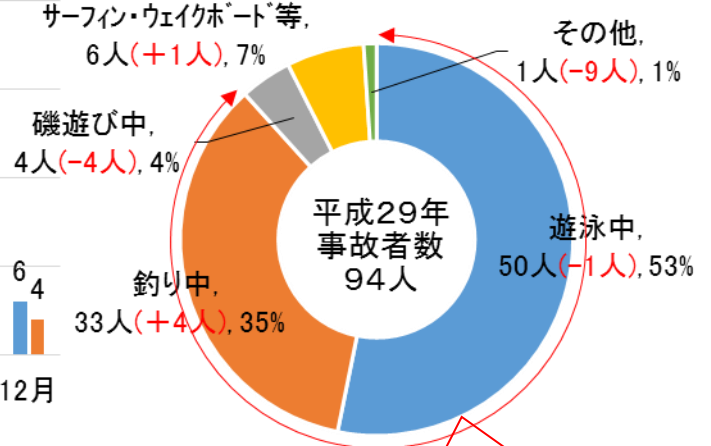
③ 人身事故の区分



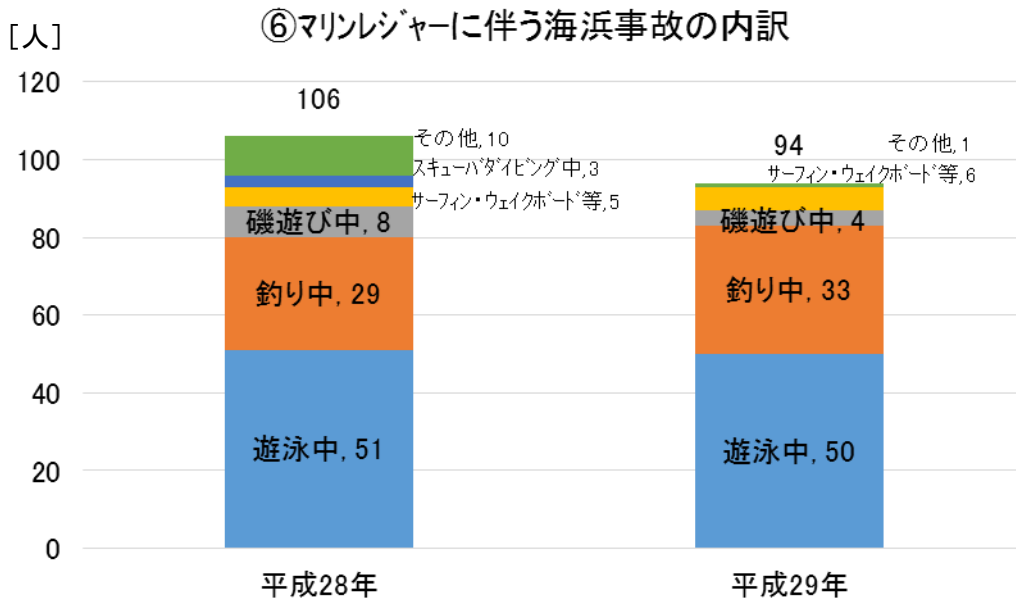
④ マリッジャーに伴う海浜事故の推移 (月別)



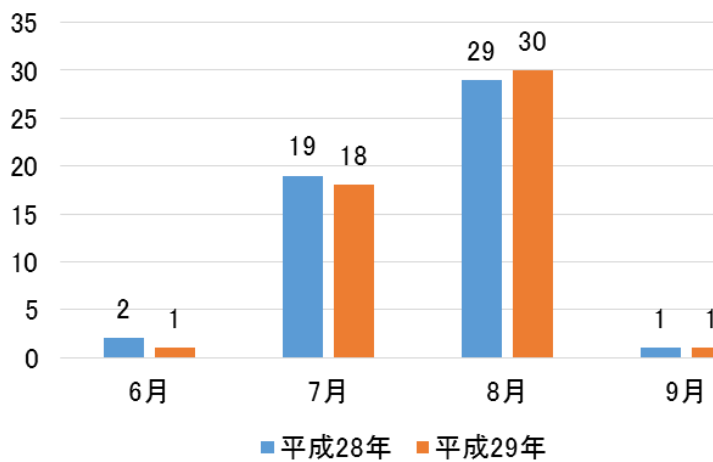
⑤ マリッジャーに伴う海浜事故の内訳



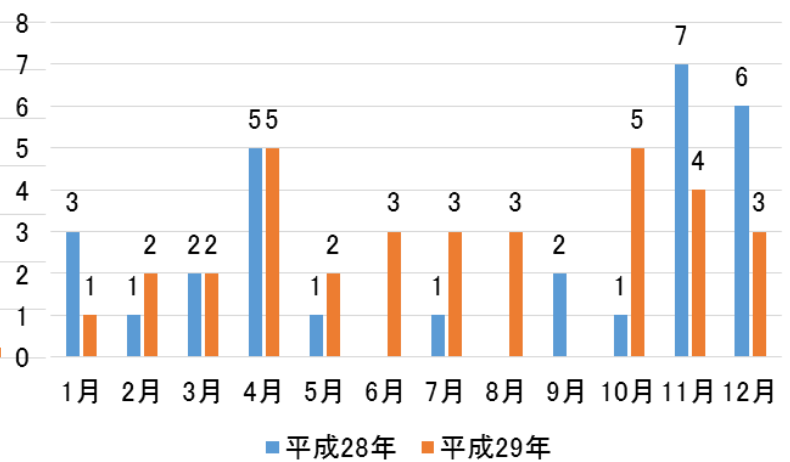
遊泳中及び釣り中が約9割 (83人)



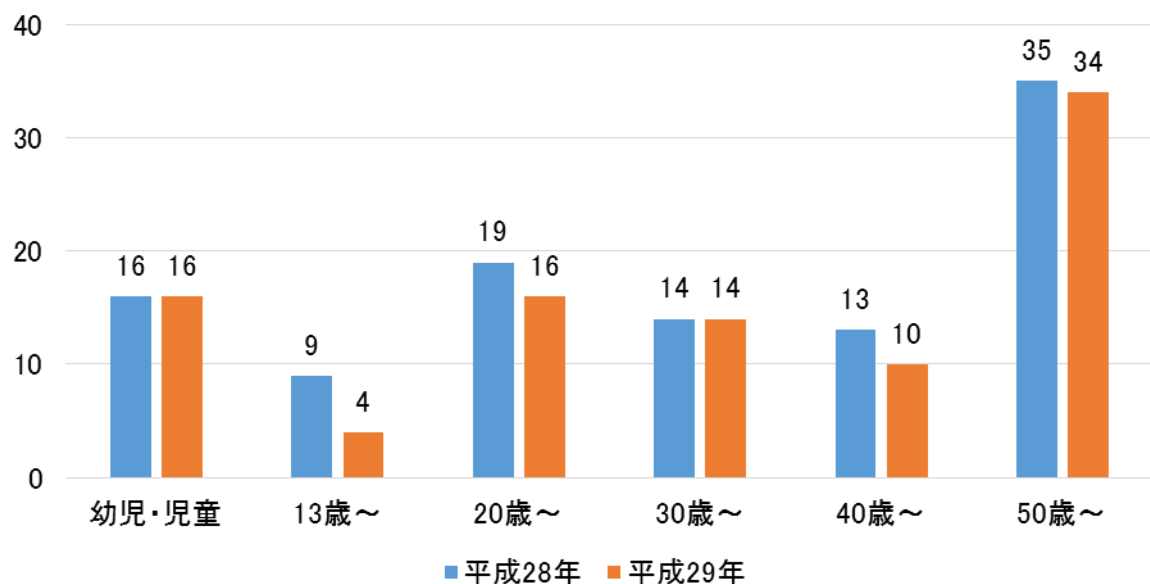
⑦ 遊泳中の事故の推移(月別)



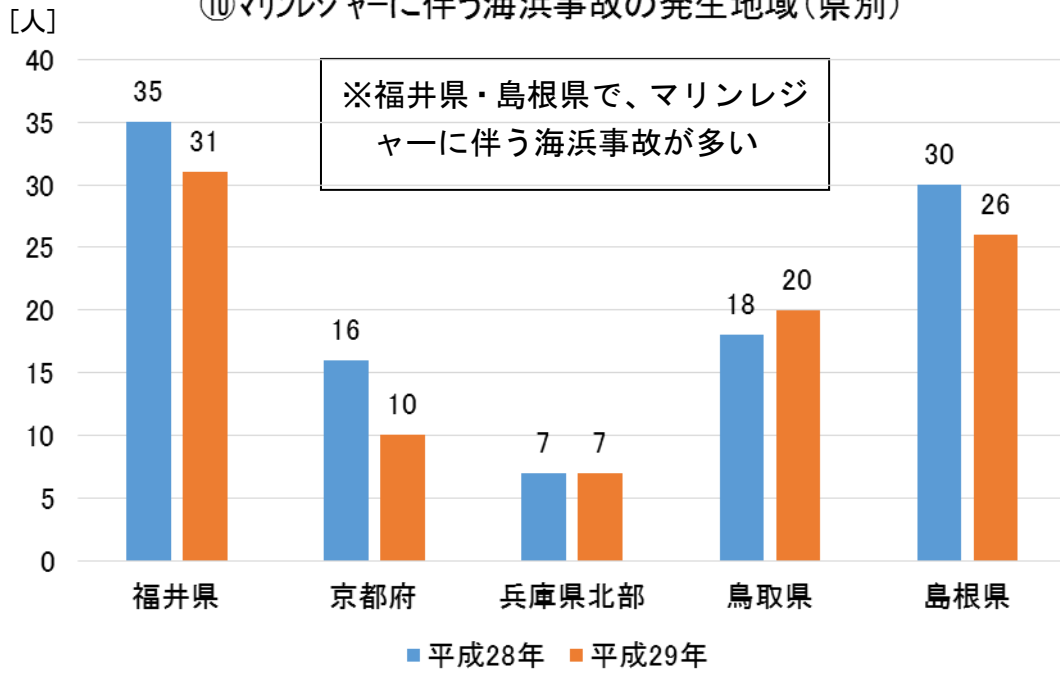
⑧ 釣り中の事故の推移(月別)



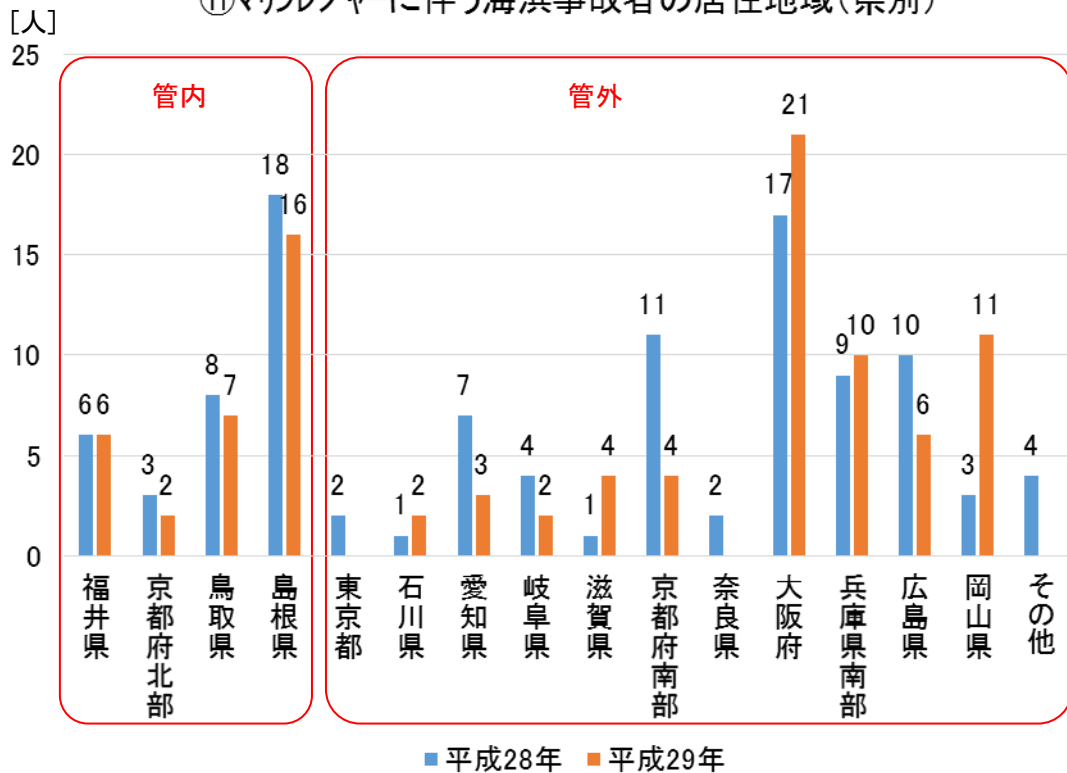
⑨ マリンレジャーに伴う海浜事故者の年齢



⑩ マリンレジャーに伴う海浜事故の発生地域(県別)



⑪ マリンレジャーに伴う海浜事故者の居住地域(県別)



平成29年における主な事故事例

【船舶事故】

発生日 2月10日～14日
事故船舶 漁船36隻・プレジャーボート31隻ほか、全69隻
概要 2月10日から降り続いた雪の影響により、福井県から鳥取県の日本海沿岸において、69隻（漁船36隻、プレジャーボート31隻、遊漁船1隻、作業船1隻）の小型船舶等が雪の重みで浸水・沈没等被害が発生した。



発生日 7月1日
事故船舶 手漕ぎボート
場所 京都府宮津市
概要 手漕ぎボート4隻（乗船者計8名）が会社のレクリエーションで釣りをしていたところ、風浪が強くなり自力で戻れなくなり救助を求めた。その後、レンタルボート店から依頼された者により、4隻のボートは救助された。
（曇り、南西の風8メートル）



【人身事故】

発生日 7月30日
場所 京都府宮津市 越浜海岸
概要 事故者（59歳男性、大阪市在住）は、仲間約50名と越浜海岸を訪れ、バーベキュー時に飲酒をしながら遊泳を楽しんでいた。12時頃、沖合い約10メートルにうつ伏せ状態の事故者を仲間が発見するとともに救助した。その後、病院に運ばれたが、溺水による死亡が確認された。



参 考

1. 平成29年発生の船舶事故〔京都府内〕（速報値）

（1）全体（資料：①、②）

- 船舶事故隻数は、前年28隻から19隻増の47隻（H24からH28までの5年間と比べ最大）
- ただし、自然災害（大雪7隻、台風9隻、突風2隻、計18隻）による係留中の船舶事故を除く隻数は、前年28隻から1隻増の29隻
- 船舶事故に伴う死者・行方不明者は、前年と同数の0人

（2）船舶種類（資料：③、④、⑤）

- 船舶事故全体の9割以上（28隻〔18隻〕^{※1}）が、小型船舶^{※2}によるもの
- プレジャーボートの事故隻数は、前年24隻から1隻減の23隻〔8隻〕
（ミニボートの事故隻数は、前年3隻から1隻減の2隻）
- 漁船の事故隻数は、前年2隻から2隻増の4隻〔10隻〕

（3）事故種類（資料：⑥）

- 船舶事故の種類では、機関故障（9隻）、衝突・乗揚（7隻〔1隻〕）、安全阻害（4隻）、推進器障害（2隻）、運航阻害^{※3}（1隻〔4隻〕）の順で発生

（4）発生地域等（資料：⑦）

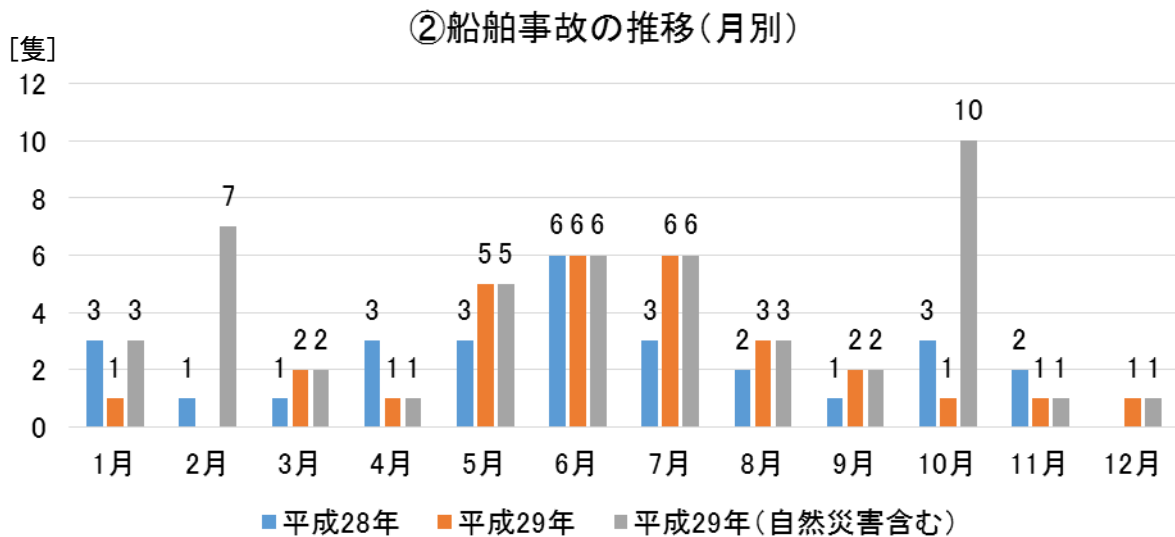
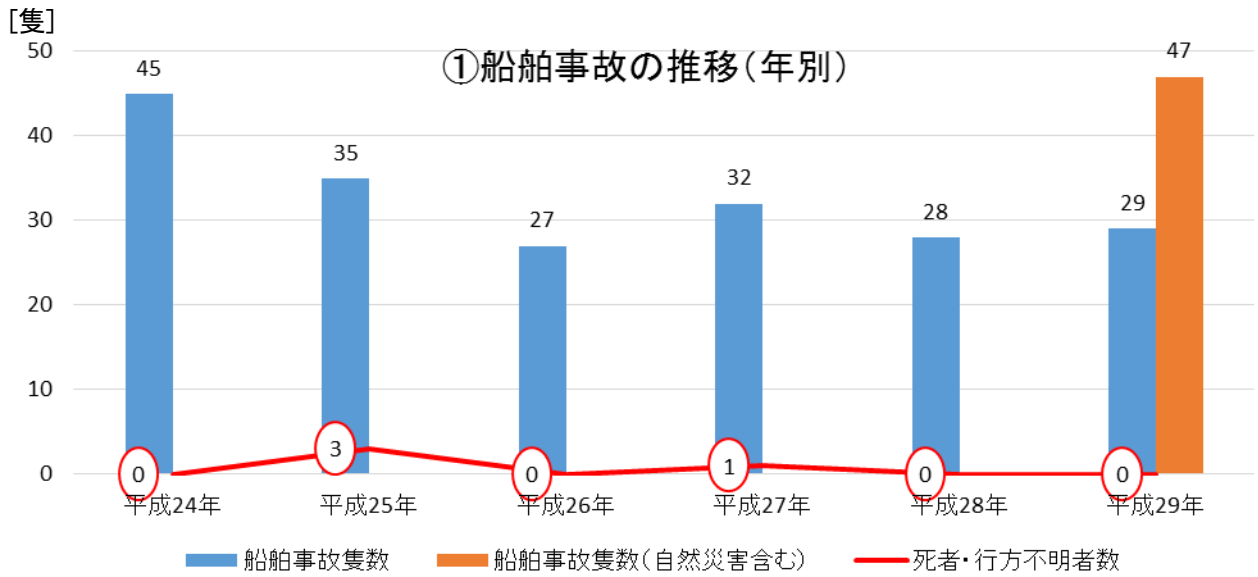
- プレジャーボート事故の操船者の5割以上が京都府外からの来訪者

※1 [] 内は、自然災害による係留中の船舶事故隻数を示す。

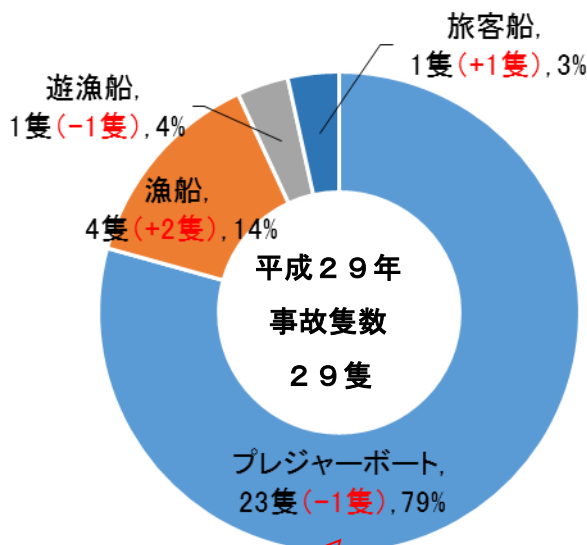
※2 「小型船舶」とは、プレジャーボート、遊漁船及び漁船をいう。

※3 「運航阻害」とは、バッテリー過放電、燃料欠乏、ろ・かい喪失及び無人漂流をいう。

○船舶事故のデータ [京都府内]

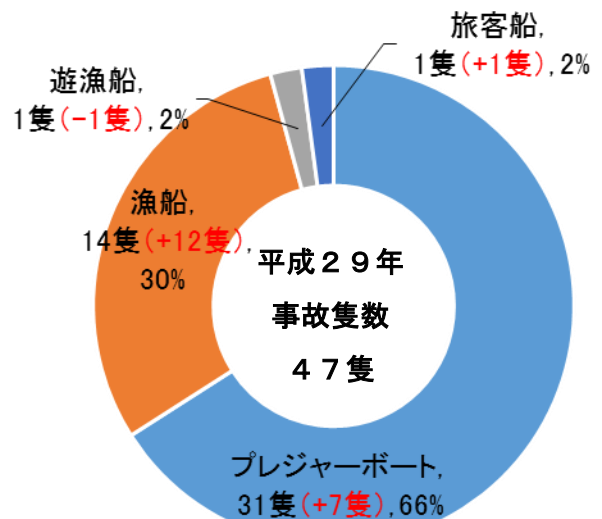


③事故船舶の種類



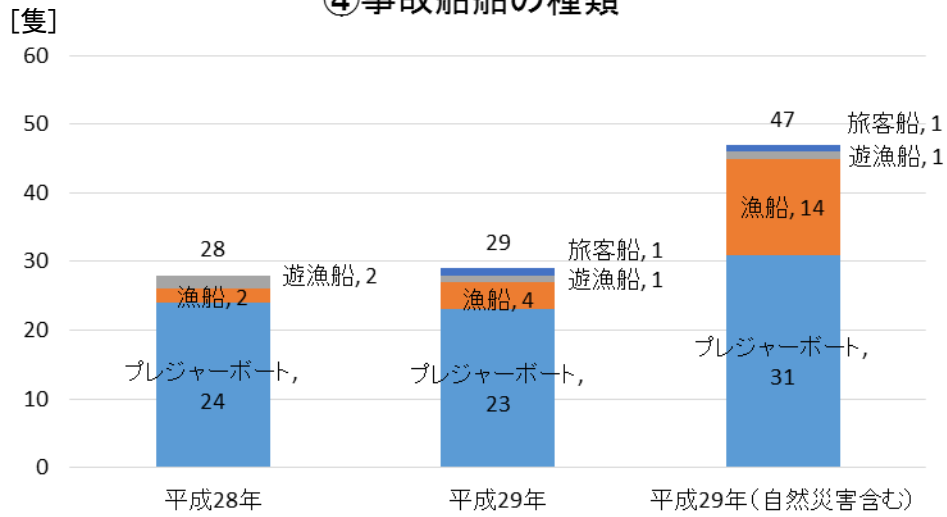
小型船が9割以上(28隻)

(自然災害を含む)

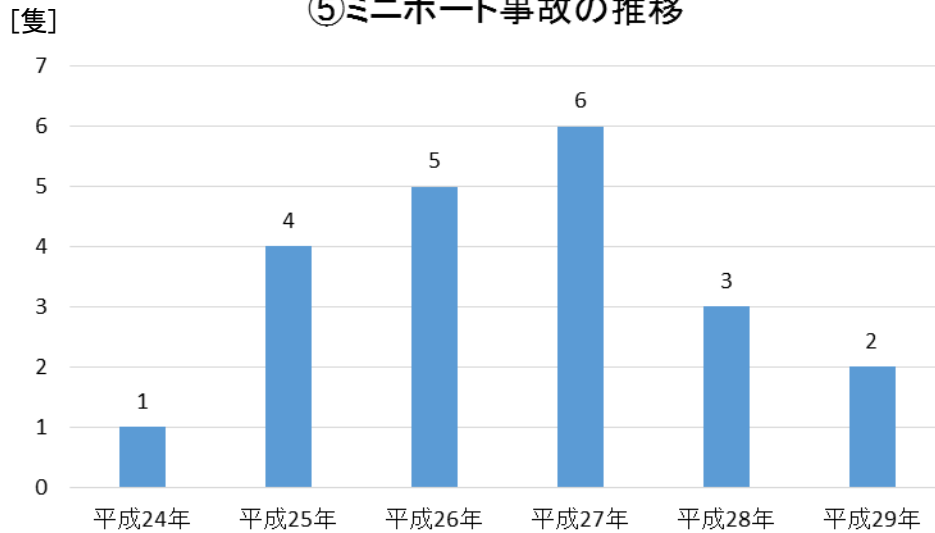


小型船が9割以上(46隻)

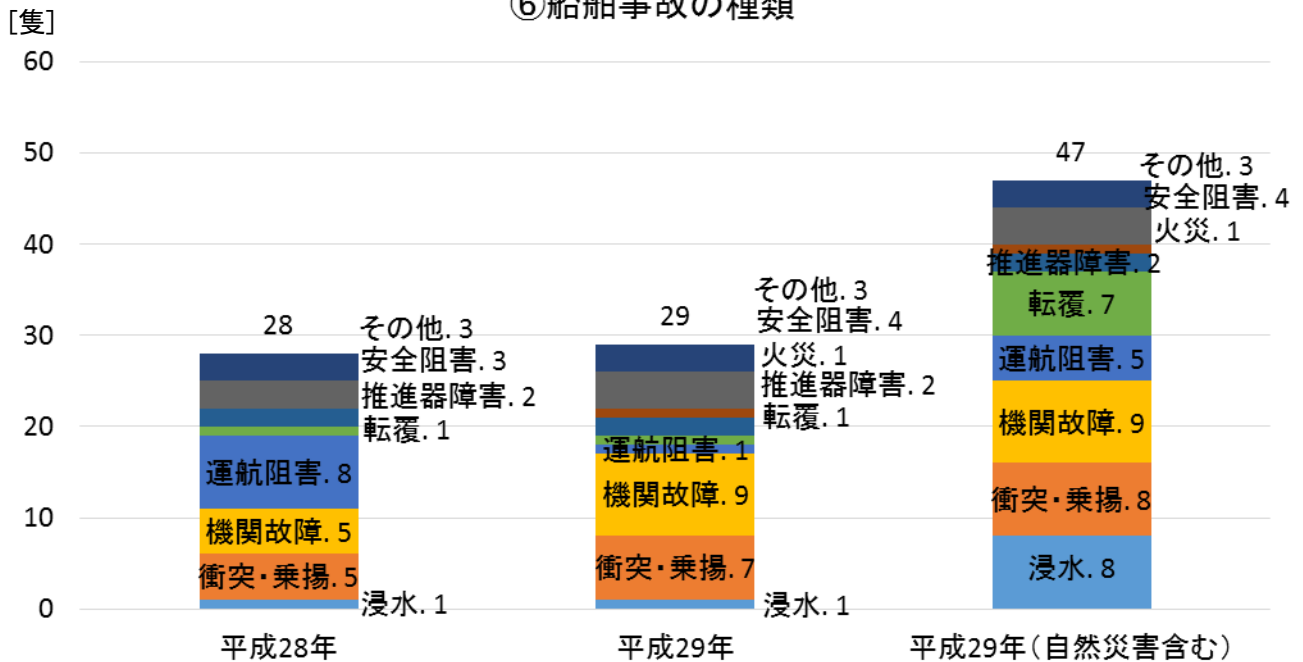
④事故船舶の種類



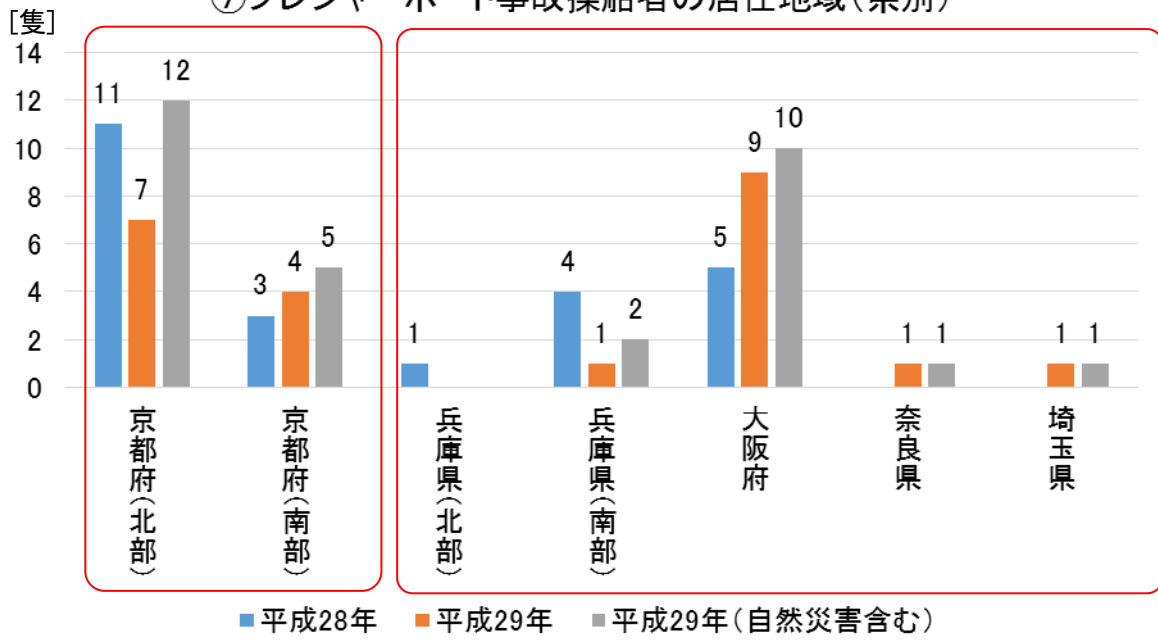
⑤ミニボート事故の推移



⑥船舶事故の種類



⑦プレジャーボート事故操船者の居住地(県別)



2. 平成29年発生の人身事故※〔京都府内〕（速報値）

（1）全体（資料：①、②）

- 人身事故者数は、前年32人から2人増の34人
- 人身事故に伴う死者・行方不明者は、前年と同数の11人

（2）事故種類（資料：③）

- 人身事故全体の約3割がマリンレジャーに伴う海浜事故で、マリンレジャーに伴う海浜事故者数は前年16人から6人減の10人

（3）マリンレジャーに伴う海浜事故（資料：④、⑤、⑥、⑦、⑧）

- マリンレジャーに伴う海浜事故の8割が、遊泳中と釣り中の事故
- 遊泳中の事故者数は、前年10人から3人減の7人
- 釣り中の事故者数は、前年と同数の1人

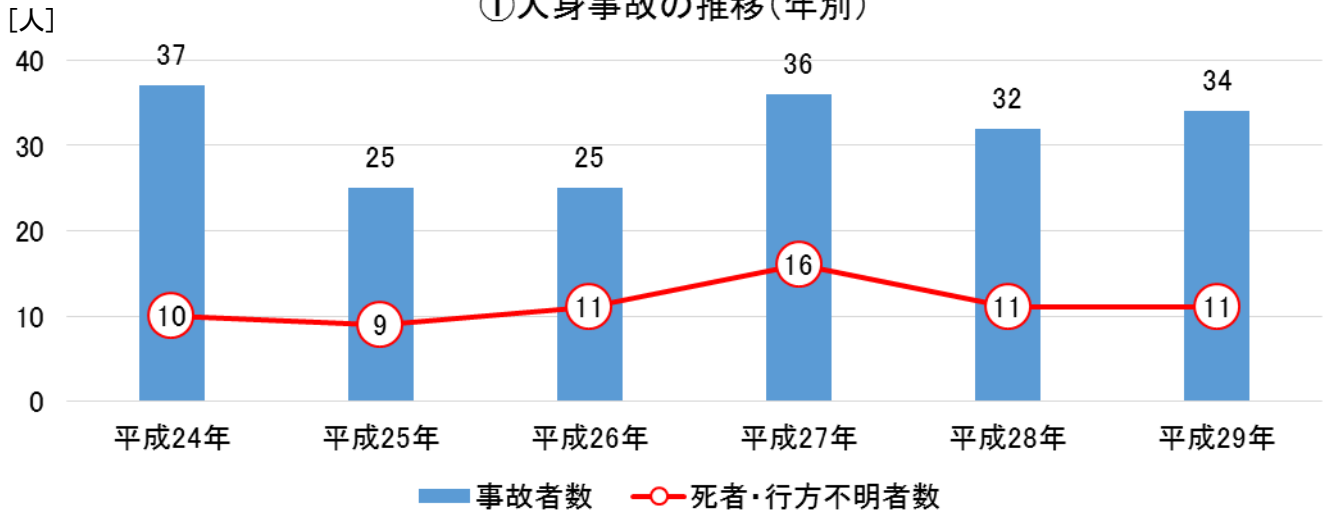
（4）マリンレジャーに伴う海浜事故の発生地域等（資料：⑨、⑩）

- マリンレジャーに伴う海浜事故の事故者は、大阪府の居住者が多く、8割が京都府外からの来訪者。また、年齢層では50歳以上（4人）の事故が多発

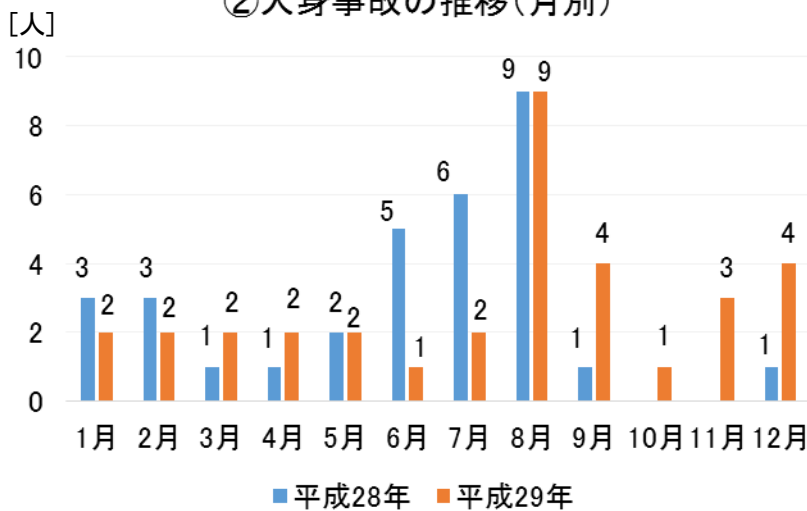
※「人身事故」とは、海浜事故及び船舶事故以外の乗船中の事故をいう。

○人身事故のデータ [京都府内]

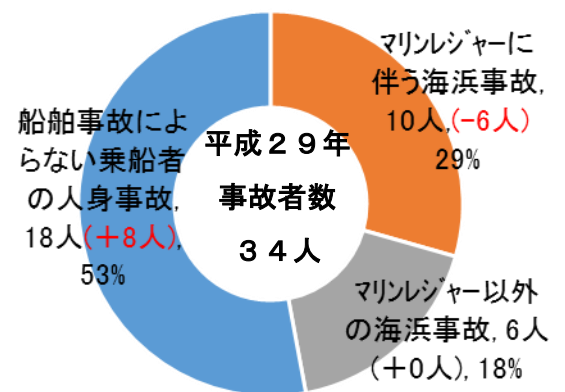
①人身事故の推移(年別)



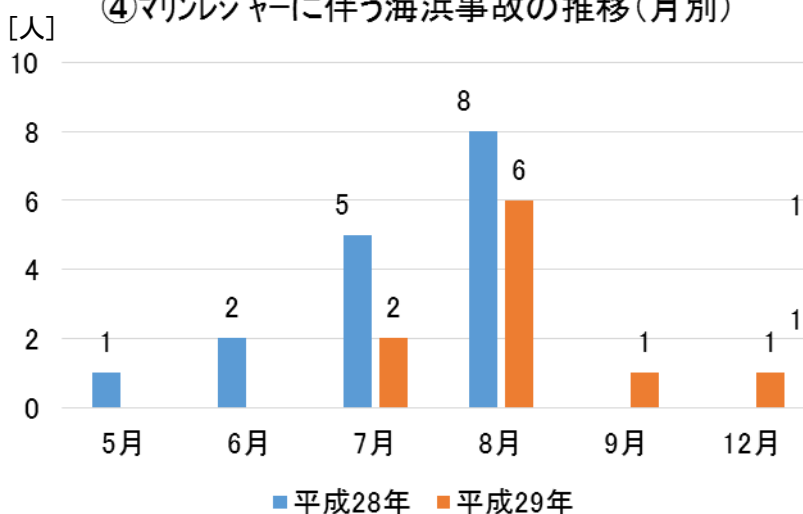
②人身事故の推移(月別)



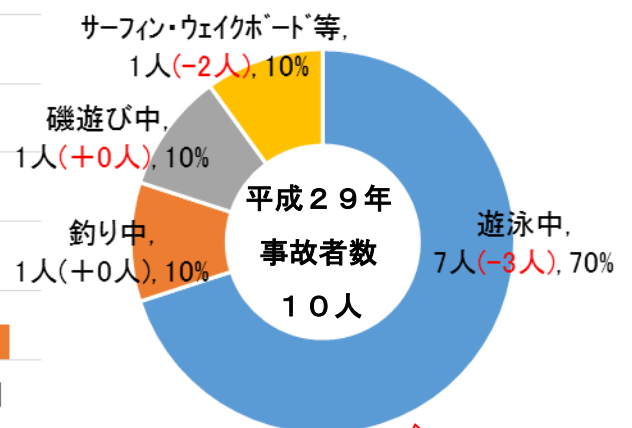
③人身事故の区分



④マリッジャーに伴う海浜事故の推移(月別)

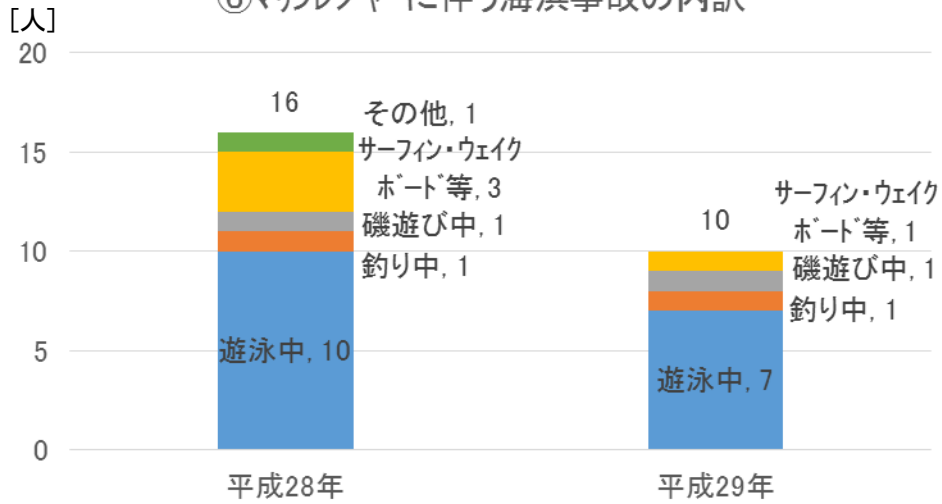


⑤マリッジャーに伴う海浜事故の内訳

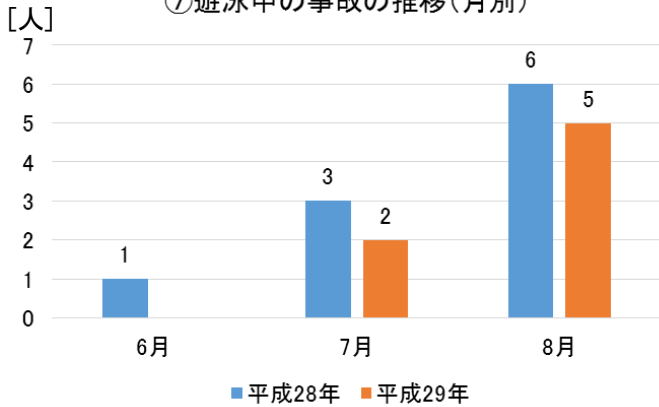


遊泳中及び釣り中が8割(8人)

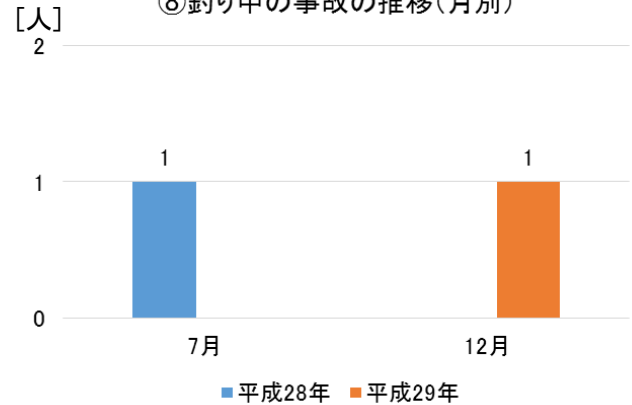
⑥ マリンレジャーに伴う海浜事故の内訳



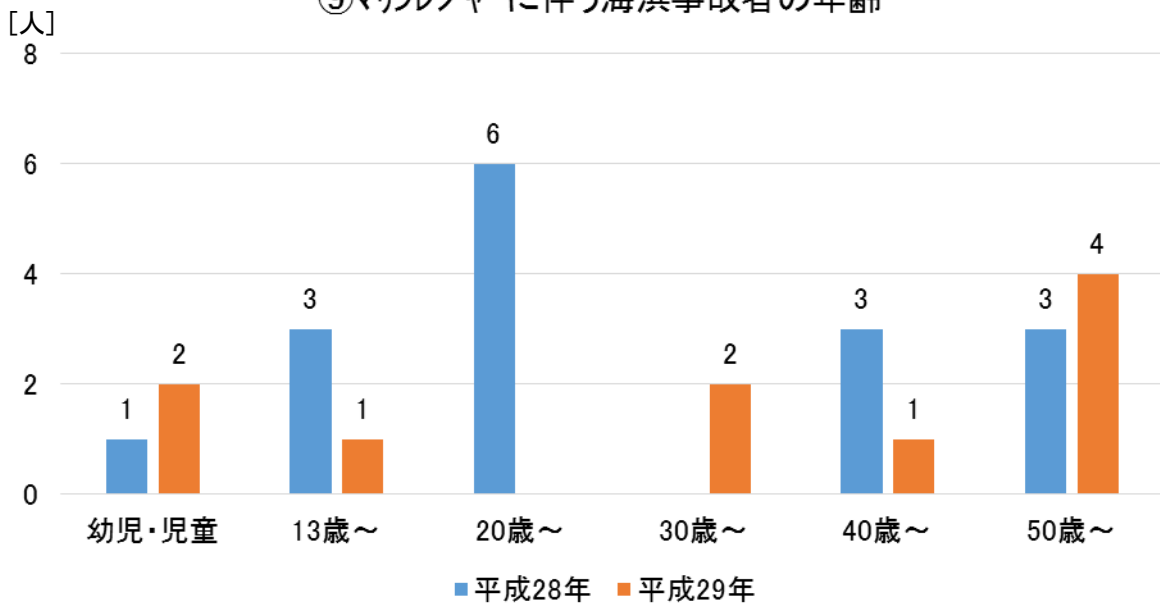
⑦ 遊泳中の事故の推移(月別)



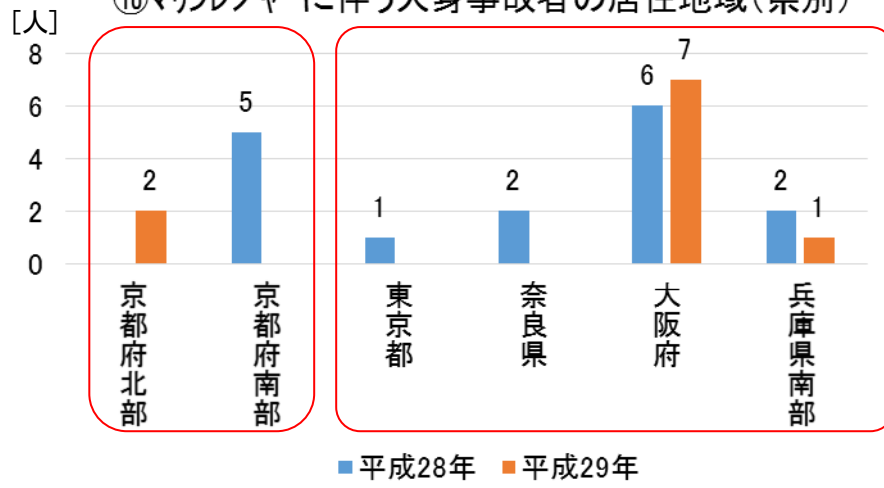
⑧ 釣り中の事故の推移(月別)



⑨ マリンレジャーに伴う海浜事故者の年齢



⑩マリンレジャーに伴う人身事故者の居住地(県別)





問合せ先

交通部安全対策課 主任海難調査官 寺本 由紀夫
TEL 03-3591-6361 (内 6505)

平成30年1月24日
海上保安庁

平成29年における海難発生状況（速報値）

～船舶事故は初めて2,000隻を下回る～

○ 船舶事故（※1）

- 船舶事故隻数は、前年比35隻減の1,979隻で、平成13年から開始した現在の統計手法で初めて2,000隻を下回った
- 漁船が85隻、貨物船及び旅客船が21隻それぞれ減少する一方、プレジャーボートが54隻、タンカーが7隻それぞれ増加
- 小型船舶（※2）による事故隻数（1,531隻）が船舶事故全体の約8割を占めている
- 船舶事故に伴う死者・行方不明者数は、前年比27人増の83人

○ 人身事故（※3）

- 人身事故者数は、前年比21人減の2,631人
- マリンレジャーに伴う事故者数は、前年比91人減の809人で、釣り中及び遊泳中の事故者数が約7割を占めている
- 人身事故に伴う死者・行方不明者数は、前年比33人減の1,059人

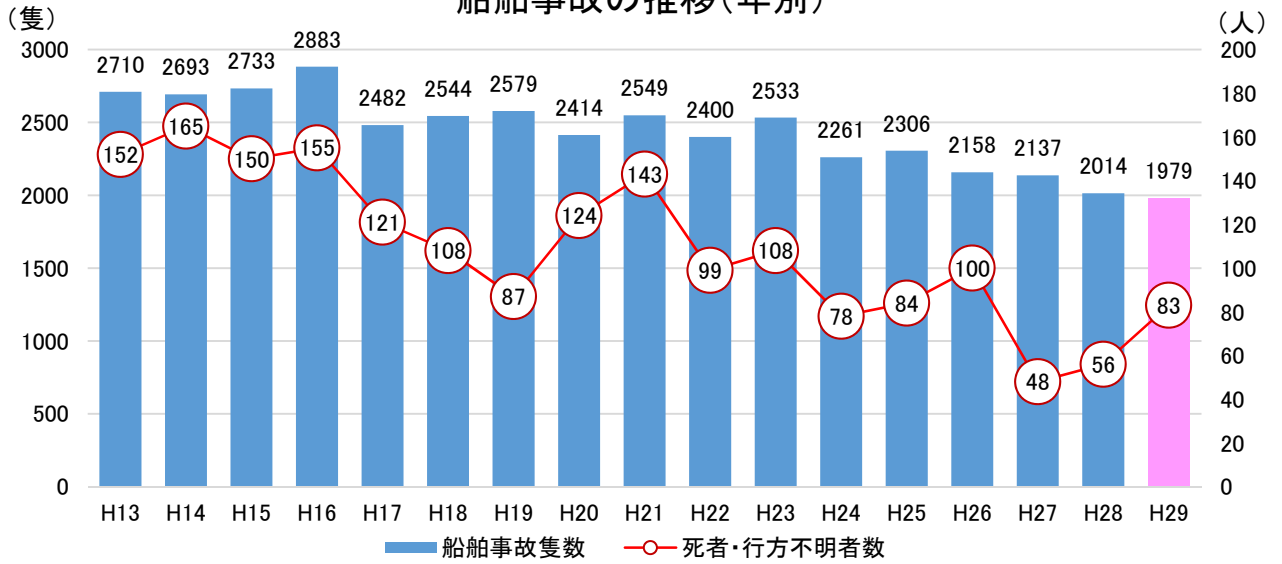
※1 「船舶事故」とは、船舶の衝突、乗揚、転覆、浸水、爆発、火災、行方不明及び機関、推進器、舵等の損傷又は故障及びその他安全な運航が阻害された事態をいう。

※2 「小型船舶」とは、漁船、遊漁船及びプレジャーボートをいう。

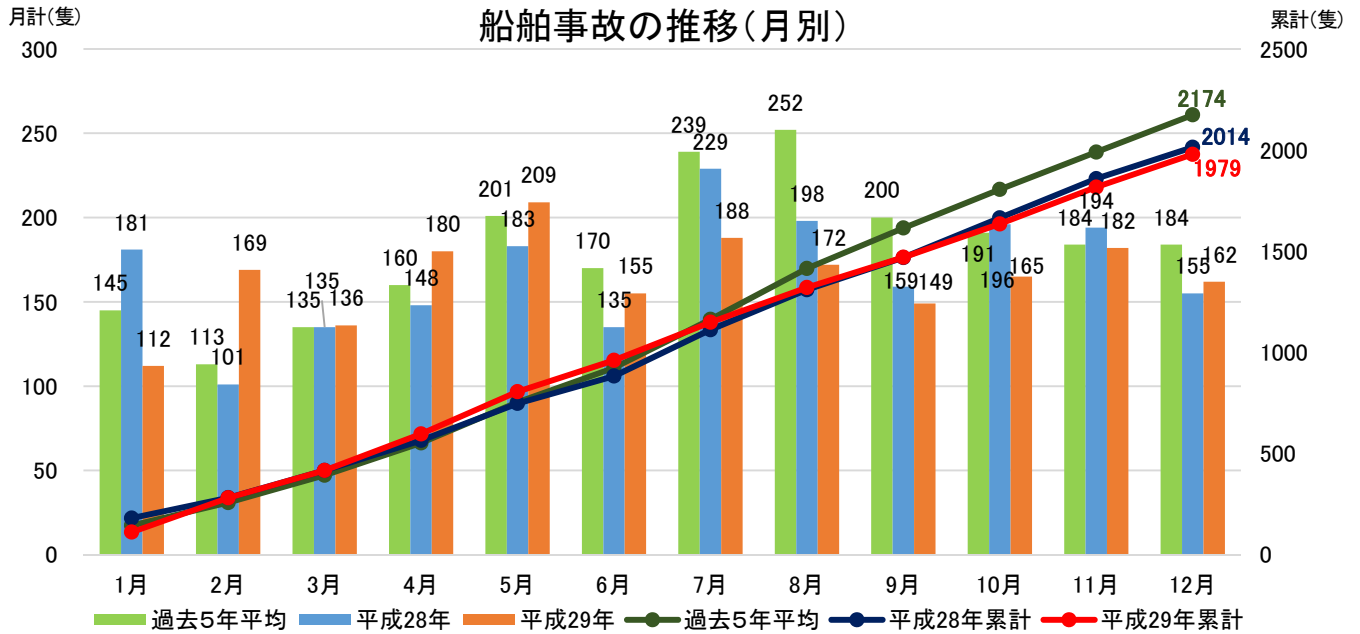
※3 「人身事故」とは、海浜等において発生した負傷、溺水等の事故及び船舶乗船者の負傷、海中転落等の事故（船舶事故に伴うものを除く。）をいう。

なお、本値は速報値であり、数値の確定及び今後の対策については、「海難の現況と対策（平成29年1月～12月）」として3月に発表予定としています。

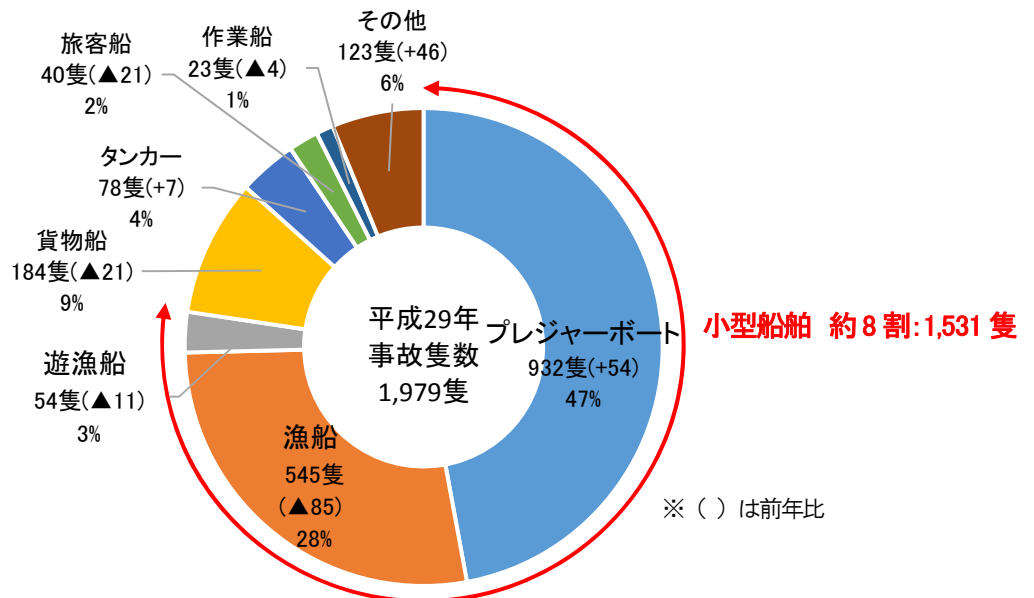
船舶事故の推移(年別)



船舶事故の推移(月別)



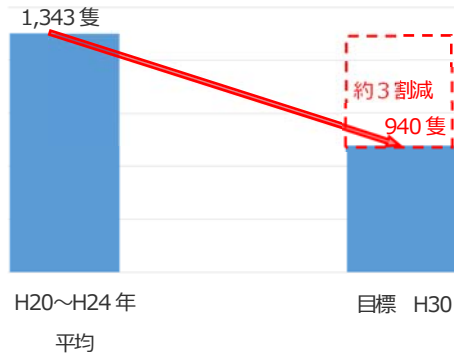
船舶種類別の割合



(参考)

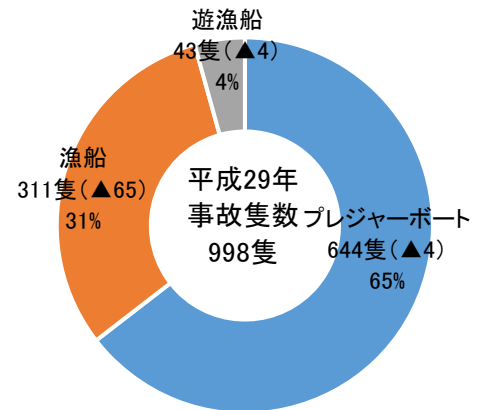
◇第3次交通ビジョン目標(H26年～H30年)

不可抗力を除く小型船舶の事故について、H20年からH24年までの年平均約1,343隻に対して、H30年までに約3割減少させる。(事故数約940隻へ)



不可抗力:異常な気象海象(豪雪や津波)等が原因であり乗組員の知識、技能又は注意力によっては事故を避け難かったもの。

小型船舶別の割合 (不可抗力を除く)



◇第10次交通安全基本計画目標(H28年度～H32年度)

2020年代中に我が国周辺で発生する船舶事故隻数(本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く。)を第9次計画期間の年平均(2,256隻)から約半減(1,200隻以下)することを目指し、我が国周辺で発生する船舶事故隻数を平成32までに少なくとも2,000隻未満とする。

【主な船舶事事故事例】

発生月 2月

事故船舶 漁船A丸(19トン、乗員4名)

概要 漁船A丸は、秋田県入道埼沖を航行中に確認されたのを最後に連絡途絶となった。その後の捜索により、青森県大間埼沖にて転覆中のA丸が発見され、船内からは乗船者2名が救助されるも死亡が確認された。残る2名については現在まで発見に至っていない。



事故船舶

発生月 7月

事故船舶 プレジャーボートA丸(1.8トン、乗員10名)

概要 プレジャーボートA丸は、花火大会観覧を終え、広島県福山沖を帰港中のところ、防波堤に衝突し、乗員10名が負傷した。



事故船舶

発生月 7月

事故船舶 旅客船A丸(84トン、乗客29名、乗員2名)

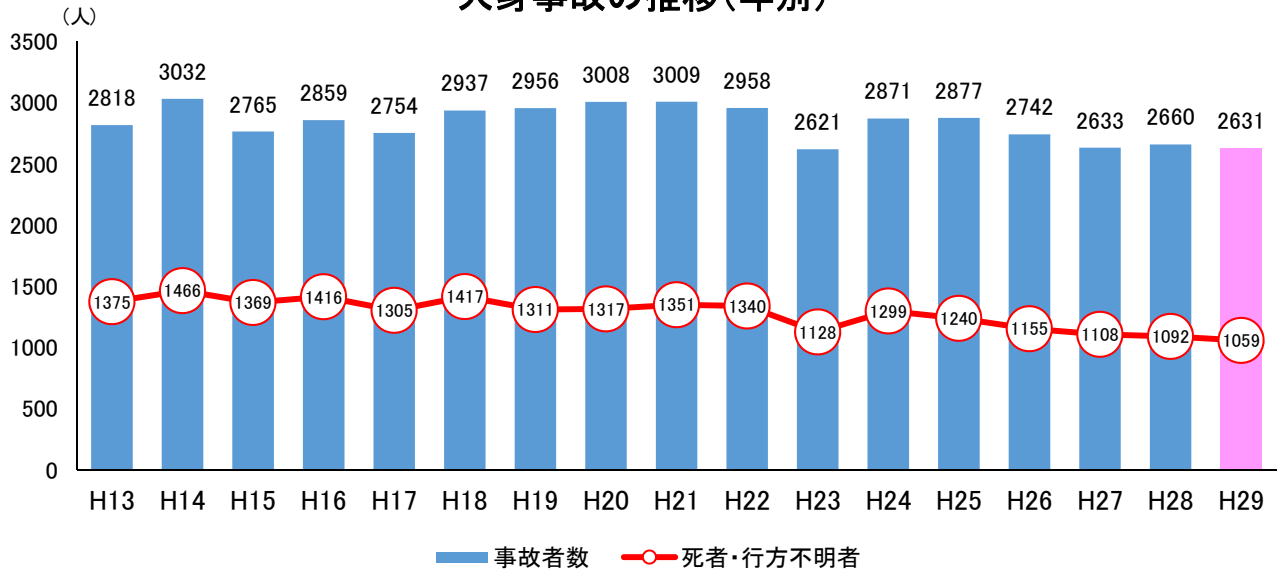
概要 旅客船A丸は、兵庫県神戸空港向け航行中のところ、神戸空港東進入灯台E2施設灯の支柱に衝突し、乗客15名が負傷した。



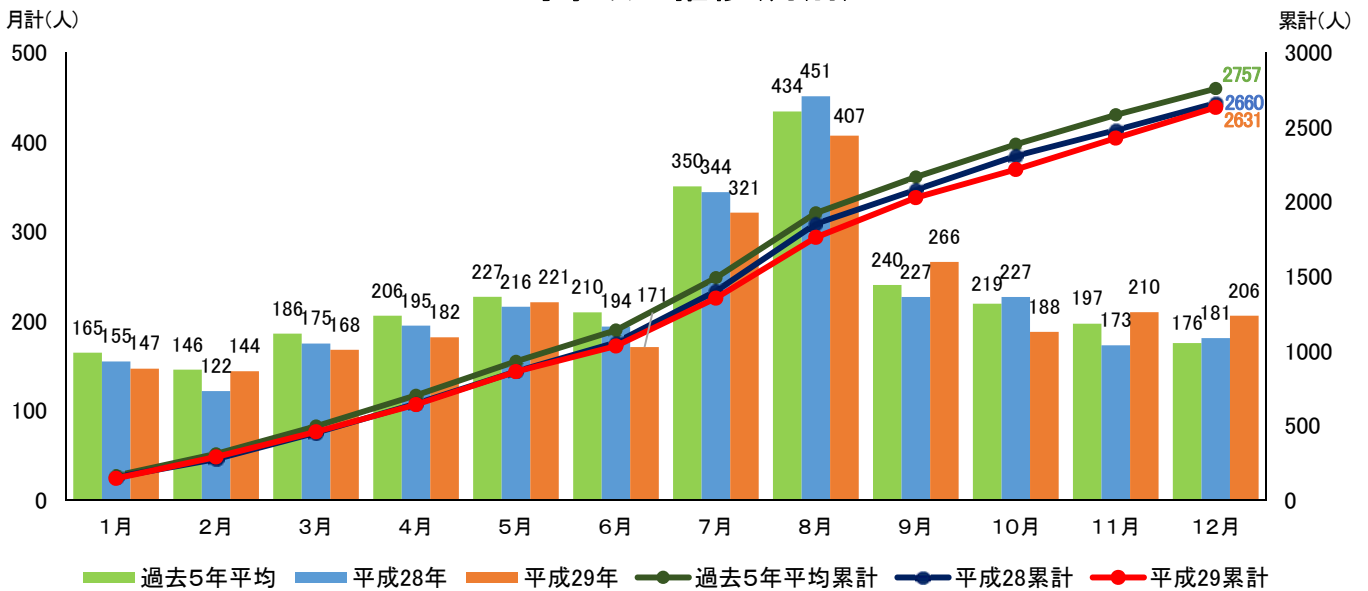
衝突した施設灯

事故船舶

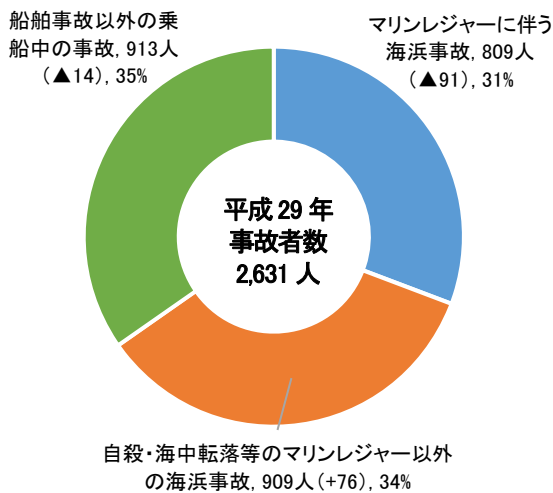
人身事故の推移(年別)



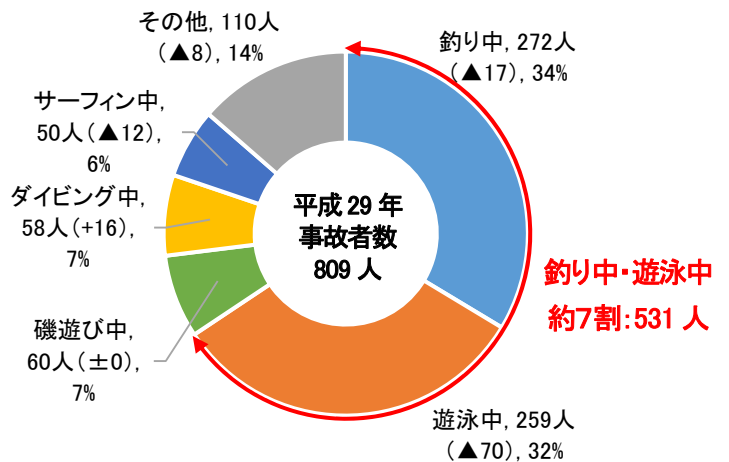
人身事故の推移(月別)



人身事故の区分別の割合



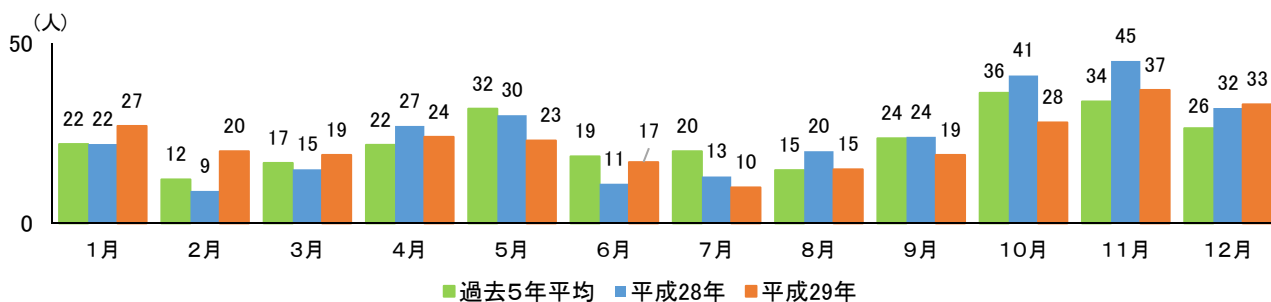
マリンレジャーに伴う海浜事故



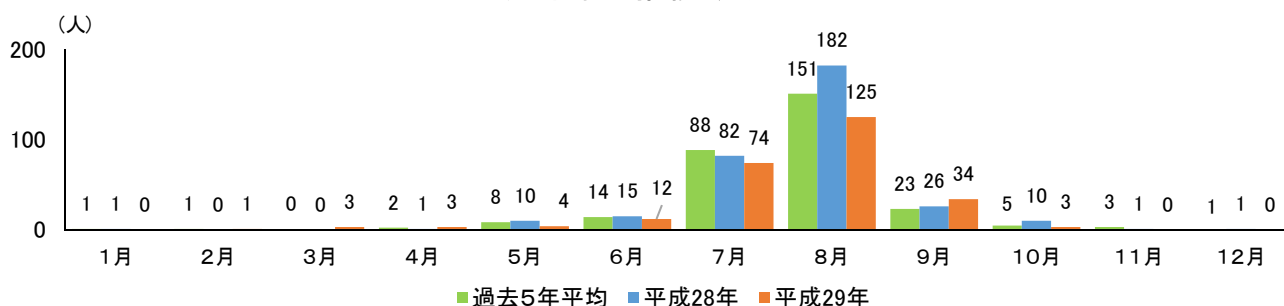
釣り中・遊泳中
約7割:531人

※ () は前年比

釣り中の推移(月別)



遊泳中の推移(月別)



【主な人身事事故事例】

発生月 8月

事故者 釣り人(男1名、52歳)

概要 宮城県名取市の漁港防波堤に、立入禁止柵を越えて進入し、2名で釣り中のところ、救命胴衣非着用の1名が誤って海中転落。同行者がうつ伏せ状態で浮いている同人を発見。119番通報及び救助するも、病院にて死亡が確認された。



防波堤立入禁止柵

発生月 8月

事故者 遊泳者2名(男7歳、5歳)、救助者2名(男36歳、49歳)

概要 家族5名で、福岡県古賀市の海水浴場ではない海岸へ訪れ、両親が目を離した間に、男児2名が流され、父親及び目撃した付近男性が救助に向かったが、全員沖に流されたもの。同日、4名とも発見され、病院に搬送されるも、全員の死亡が確認された。



捜索状況

発生月 8月

事故者 遊泳者3名(男18歳、18歳、17歳)

概要 友人10名で、北海道小樽市の遊泳が禁止されている海岸へ訪れ、5名が沖に設置された消波ブロックへ向け泳いでいたところ、足が着かなくなったことから、戻ろうとしたところ、3名の行方が分からなくなったもの。捜索の結果、3名とも発見されるも、死亡が確認された。



捜索状況

問合せ先

総務部政務課 課長補佐 桑原

03-3591-6361 (2103)

総務部政務課政策評価広報室 専門官 井口

03-3591-6361 (2202)



平成29年12月20日

海上保安庁

平成30年、海上保安制度創設70周年を迎えます

～70周年記念 ロゴマークデザインを制定～

海上保安庁は、平成30年に海上保安制度創設70周年を迎えます。

平成30年は70周年を記念した各種事業を実施することとし、この期間使用するロゴマークを制定しました。

国民の皆様の海上保安庁に対する理解を更に深めていただくため、平成30年は70周年を記念した各種事業を実施する予定です。この期間、当庁で製作するポスターやパンフレットなどに海上保安制度創設70周年記念ロゴマークを使用します。



海上保安制度創設70周年

【デザインイメージ】

日本のみならず世界の海洋安全のトップを走り、全体の秩序をつなぐイメージを、世界地図を背景に「70th」の文字が繋いで守っていくことで表しています。

コンパスが安全に導く星を表現しています。

「70th」の「0」の円に、過酷な状況でも花を咲かせ実を人々に役に立つ梅の花と日本地図を配することで、70年の「正義仁愛」の精神を礎にこれからも邁進していくイメージをデザインしています。

ロゴマークデザイン

<海上保安制度創設70周年記念ロゴマーク>

◆使用期間 平成30年1月1日(月)～平成30年12月31日(月)

問い合わせ先
海上保安庁交通部企画課 課長補佐 西
電 話 03-3591-6361 (内線 6101)
夜間直通 03-3591-9807



平成29年12月20日
海上保安庁

平成30年、灯台150周年を迎えます

～ 灯台150周年記念 ロゴマークデザインを制定 ～

日本初の洋式灯台である「観音埼（かんのんさき）灯台」（神奈川県横須賀市）は明治元年1月1日に起工しました。

平成30年は起工から150周年の節目を迎えることから、各種の記念事業を実施することとし、この期間使用するロゴマークを制定いたしました。

国民の皆様には、船舶の安全にとって重要な灯台等の航路標識に対する理解を更に深めていただくため、平成30年は灯台150周年を記念した各種事業を実施する予定です。この期間、当庁で作製するポスターやパンフレットなどに灯台150周年ロゴマークを使用します。

灯台150周年ロゴマークデザイン（海上保安庁職員作成）



◆ロゴマークデザインにあたって
灯台150周年が広く市民にも馴染まれるよう灯台をモチーフとし、灯台の美しさを印象強く表現する一方、ポスター、パンフレット等様々なシーンに活用できるようシンプルかつ汎用性を重視したデザインを心がけました。

<灯台150周年ロゴマーク>

◆使用期間 平成30年1月1日（月）～平成30年12月31日（月）